公　　示

次のとおり、企画競争について公示します。

平成２８年１月１５日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　支出負担行為担当官

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　愛媛労働局総務部長　　川越　俊治

１　企画競争に付する事項

「平成28年度地域若者サポートステーション事業」に係る業務

２　企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

（１）予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

（２）予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

（３）厚生労働省から業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。

（４）企画書提出時において、過去３年間に労働関係法令の規定に違反し、これらの規定に基づく命令若しくは処分を受けている等、社会通念上信用を失墜しており、当該委託事業業務遂行に支障を来すと判断される者でないこと。

（５）労働保険及び厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険・船員保険又は国民年金の未適用及びこれらに係る保険料の滞納がないこと（企画書提出時において、直近２年間の保険料の滞納がないこと。）。

（６）その他下記の条件を満たすこと。

　　イ 本事業を適正に実施するための組織体制、事業規模、財務状況を有している者であること。

ロ　本事業の公益性を十分に理解している団体であること。

ハ　特定の政治思想、宗教の普及を目的としない団体であること。

ニ　若年無業者等（「実施要領」２支援対象者で定める「若年無業者等」と同じ。以下同じ。）に対する又は関連する専門的な事業の実績を持ち、その支援に関するノウハウを有すること。

ホ　業務・財務情報等の公開を適切に行っていること（公開義務のある団体のみ。）。

へ　平成28年度事業開始時点において、キャリア・コンサルタント有資格者等（キャリア・コンサルティング技能士及び標準レベルキャリア・コンサルタントに限る）を本事業に配置する見込みがあること。

ト　平成25年度から平成27年度の三事業年度に亘って「地域若者サポートステーション」事業を受託している場合は、平成27年４月～10月の就職者数実績が15人以上であること。

（三事業年度に亘って、同一団体が同一地域で事業運営している地域若者サポートステーションに限る。）

３　事業実施候補者の選定

厚生労働省において「「平成28年度地域若者サポートステーション事業」に係る企画書募集要項」に基づき提出された企画書等について評価を行い、契約候補者として、「平成28年度地域若者サポートステーション事業」について全国で160者を選定する。

４　企画書募集要項を交付する日時及び場所

（１）日時　平成28年1月15日（金）～平成28年2月12日（金）10:00～17:00（12:00～13:00は除く）

（２）場所　下記記載の「本件担当、連絡先」、及び愛媛労働局ホームページ

５　企画書募集要項に対する質問の受付及び回答

質問は下記により電子メールにて受け付ける。添付ファイルや画像データ等は開封しないので、質問内容はメール本文に全て記載すること。

（１）受付先

電子メール　[sapo-houkoku@mhlw.go.jp](mailto:sapo-houkoku@mhlw.go.jp)

（２）受付期間

　　　平成28年1月22日（金）17時まで

（３）回答

　　　受け付けられた質問については平成28年1月28日（木）までに、厚生労働省ホームページ上（掲載場所は下記参照）に回答を掲載する。

なお、企画書等の具体的な記載方法、記載内容及び評価基準に係る質問については、公平性の確保及び公正な選考を行うため受け付けない。

（掲載場所）

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/nouryoku/ys-station/h28choutatsu>

○厚生労働省ホームページ

　○政策について

○分野別の政策一覧

　○雇用・労働

　　○職業能力開発

　　　○労働者の方へ

　　　　○地域若者サポートステーションってなに？

○平成28年度サポステ事業の調達について

６　企画書等の提出期限等

（１）提出期限　平成28年2月15日（月）17:00まで

（２）提 出 先　下記記載の「本件担当、連絡先」

（３）提出方法　直接提出（持参）又は、郵送（平成28年2月15日（月）必着）とする。

７　企画書等の無効

本公示に示した企画競争参加資格を満たさない者の企画書等、その他の競争参加の条件に違反した者の企画書等は無効とする。また、暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の企画書等は無効とする。

８　その他

詳細は、「「平成28年度地域若者サポートステーション事業」に係る企画書募集要項」による。

|  |
| --- |
| 【本件担当、連絡先】  住　所：〒790-8538  　　　　　松山市若草町４－３　松山若草合同庁舎５階  担　当：愛媛労働局職業安定部  　　　　 　地方訓練受講者支援室  　　　　　　地方人材育成対策担当官　松友　庸治  電　話：（089）900-5244  ＦＡＸ：（089）941-5200 |